

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊木更津駐屯地
第316会計隊木更津派遣隊長 野地 恭平

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

グループ	件名	規格・単位・数量	納地	納期
A	740号建物空調機更新	仕様書のとおり	陸上自衛隊 木更津駐屯地	7.1.31
B	樹木伐採等役務	仕様書のとおり	陸上自衛隊 木更津駐屯地	6.9.30

2 入札参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊木更津駐屯地 第316会計隊木更津派遣隊事務室（#762隊舎1F）
入札心得等については、会計隊事務室にて閲覧可

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない。
入札日時場所：令和6年8月29日（木）10時30分 第316会計隊木更津派遣隊 入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：グループ別総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者。
- (3) 競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「D」等級以上に格付けされ、競争参加地域が関東・甲信越地域 の競争参加資格を有する者。（競争参加資格の年度：令和4・5・6年度）
- (4) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中でない者。（協力者含む。）
- (5) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (7) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (8) 保証金については免除ただし、落札者が契約を結ばないときは、落札金額の100分の5以上、契約者がその義務を履行しないときは契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

8 入札の方法

「落札決定に当たっては、入札（見積）書に記載された金額に当該金額の100分の10（軽減税率対象品目については100分の8）に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札（見積）者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100（軽減税率対象品目については108分の100）に相当する金額を入札（見積）書に記載すること。」

9 入札の無効

本公告に示した入札参加に必要な資格のない者のした入札、入札条件に違反した入札、入札金額が明瞭でない入札及び入札者が誰であるか識別しがたい入札は無効とする。

11 契約書の作成

- (1) 契約金額が50万円超えた場合は請書を、150万円超えた場合は契約書を契約締結後遅滞なく作成する。
- (2) 適用する条項
「役務請負契約条項」
「談合等の不正行為に関する特約条項」
「暴力団排除に関する特約条項」

11 その他

- (1) 入札開始前に必ず「資格決定通知書（写し）」を提出すること。
 - (2) 代理による入札参加者は、入札時に「入札委任状」を提出すること。
 - (3) 入札及び契約に関する詳細は、「入札及び契約心得」を閲覧すること。
 - (4) 郵便による入札は令和6年8月28日 15時00分までに、下記宛先まで必着とする。
封書には、会社名、入札日時、件名、グループ及び朱書で「入札書在中」と明記し、郵送すること。
また、事前に郵送による入札を行う旨の連絡を申し出ること。
 - (5) 電信・電話・FAXによる入札は、不可とする。
 - (6) 初度入札で最低入札価格が予定価格を下回らず再度入札となった入札で、郵便による入札参加があった場合、再度入札の日時については別示する。
 - (7) 本公告に関する問い合わせ：〒292-8510 千葉県木更津市吾妻地先 陸上自衛隊木更津駐屯地
第316会計隊木更津派遣隊契約班 谷山
TEL:0438-23-3411（内線351）
FAX:0438-23-3411（内線357 交換切替）
 - (8) 仕様書に関する問い合わせ：A Gp 木更津駐屯地業務隊管理科 鈴木（内線312）
B Gp 木更津駐屯地業務隊管理科 山田（内線311）
- ※FAX送信の際は、音声通話からのFAX切り替え、もしくは電話で一報してからFAX待ち受けどちらかになります

仕様書番号：第 39 号
 作成年月：6. 7. 29

7 4 0 号 建 物 空 調 機 更 新

図 面 番 号	図 面 名 称
1 / 5	仕様書 (1)
2 / 5	仕様書 (2)
3 / 5	位置図・案内図・配置図
4 / 5	平面図 (1)
5 / 5	平面図 (2)

役務件名		7 4 0 号建物空調機更新							
業務隊長	管理科長	営繕班長	基地対環保	企画主任	施設管理	工事企画係	電気係長	電気主任技術者	作成者
									

仕 様 書

- 1 件名
740号建物空調機更新
- 2 実施場所
千葉県木更津市吾妻地先 陸上自衛隊木更津駐屯地内
740号建物
- 3 実施概要
空調機更新
- 4 一般事項
 - (1) 本仕様書は、「740号建物空調機更新」について必要な事項を規定する。
 - (2) 本役務は、本仕様書、図面、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修標準仕様書、建築保全センター発行建築保全業務共通仕様書及び、関係法令、並びに官側の指示による。
 - (3) 本仕様書の記載事項に疑義を生じた場合は、官側と協議する。
 - (4) 現場の納まり及び取り合わせ等により軽微な変更の必要性が生じた場合は監督官と協議し、その指示により実施する。ただし、原則として請負金額の増減、納期の延長はしないものとする。
 - (5) 本役務により発生した発生材のうち、監督官が指示するものについては、指示された場所に搬入・集積し、調書と共に官側へ引き継ぐものとする。
 - (6) 使用材料は、各種公共工事標準仕様書に示す規格に適合したもの及び「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」を標準とし、現場に搬入後、官側の検査を受け合格したものを使用する。
 - (7) 請負業者は現場代理人及び主任技術者を指名し、関係諸法令に従い本役務の施工計画の作成、工程管理、品質管理及び作業に従事する者の技術上の指導監督を行うと共に、常に整理整頓を行い、特に危険箇所の点検を行う等の事故防止に努めること。なお、役務災害等は請負業者が自らその責を負うものとする。
 - (8) 設計図書に示された機能及び目的を完全に満たし、実施に当たって当然必要と思われる事項は、官側の指示を受け請負業者の責任において実施すること。また、作業中在来部分等に損傷を与えた場合は、請負業者の責任において復旧を実施するほか、それに伴う損害を補償しなければならない。
 - (9) 仮設材料以外の材料はすべて新品とし、JIS規格等の適用品とする。これらの適用品以外の物については、官側と協議する。
 - (10) 作業写真は着手前、着手後、隠ぺいとなる箇所、材料搬入、主要な役務段階の実施状況、その他官側の指示により計測等を実施した箇所を撮影すること。また、役務完了後はすみやかに原版と共に整理し提出する。
 - (11) 本役務の実施日は、土曜日、日曜日及び祝日は原則作業不能日とするが、官側の指示による。
 - (12) 色の選定は官側の指示による。
 - (13) 作業に必要な電気・水道は、原則として請負業者の負担により発電機及び給水タンク等を設置する。やむを得なく官側の施設を使用する場合は有償とし、請負業者の負担によりメーターを設置する。その場合の支払い方法は別に示す。
 - (14) 本役務において、役務受注者が役務従事者との下請負契約を実施する場合は、着手後速やかに施工体制台帳を提示し、官側の確認を得ること。また、官側より是正を求められた場合は速やかに是正し、再提示すること。なお、外国人建設就労者を作業に従事させる場合は官側より指示された書類を提出の上、官側からの許可を得た後作業に従事させること。

件 名	740号建物空調機更新		
図面名称	仕様書（1）		
縮 尺	—	図面番号	1 / 5
木更津駐屯地業務隊	作成年月日	令和6年7月29日	

5 特記事項

(1) 空調機更新

ア 撤去は以下のとおりとする。

- (ア) 室外機 1 台
- (イ) 室内機 3 台 (壁掛×2、天カセ×1)
- (ウ) リモコン等付随する部品
- (エ) 冷媒回収及び冷媒破壊処理

イ 新設は以下のとおりとする。

(ア) プール屋上

室外機 (耐重塩害仕様) ダイキン RQYP224FCH 又は同等品 1 台

(イ) プール管理人室

a 室内機 (壁掛) ダイキン FXYAP45EB 又は同等品 1 台

b リモコン ダイキン BRC1G4 又は同等品 1 個

(ウ) アリーナ管理人室

a 室内機 (壁掛) ダイキン FXYAP45EB 又は同等品 1 台

b リモコン ダイキン BRC1G4 又は同等品 1 個

(エ) 控室

a 室内機 (天カセ) ダイキン FXYFP140NB 又は同等品 1 台

b リモコン ダイキン BRC1G4 又は同等品 1 個

c 標準パネル ダイキン BYCP160EAF 又は同等品 1 個

ウ 真空引き、冷媒ガス充填 1 式

エ その他空調機の新設に必要な雑材料は請負者の負担とする。

オ 配管、配線は再利用とする。

(2) その他

ア 異常が確認された際は原因の追究を実施し、修理に係る見積と報告書を書面にて提出すること。

イ 作業等で発生した金属くず等の有価物以外の発生材は、全て請負業者が責任を持って適切に処分しマニフェストE票 (写し) 契約期間内に官側に提出すること。

ウ 冷媒ガス充填量は、各機器メーカーの基準で実施すること。

エ 本修理に起因する不具合が発生された場合は、監督官からの連絡の後に速やかに補償、修理を実施すること。

オ その他官側の指示する書類を提出すること。

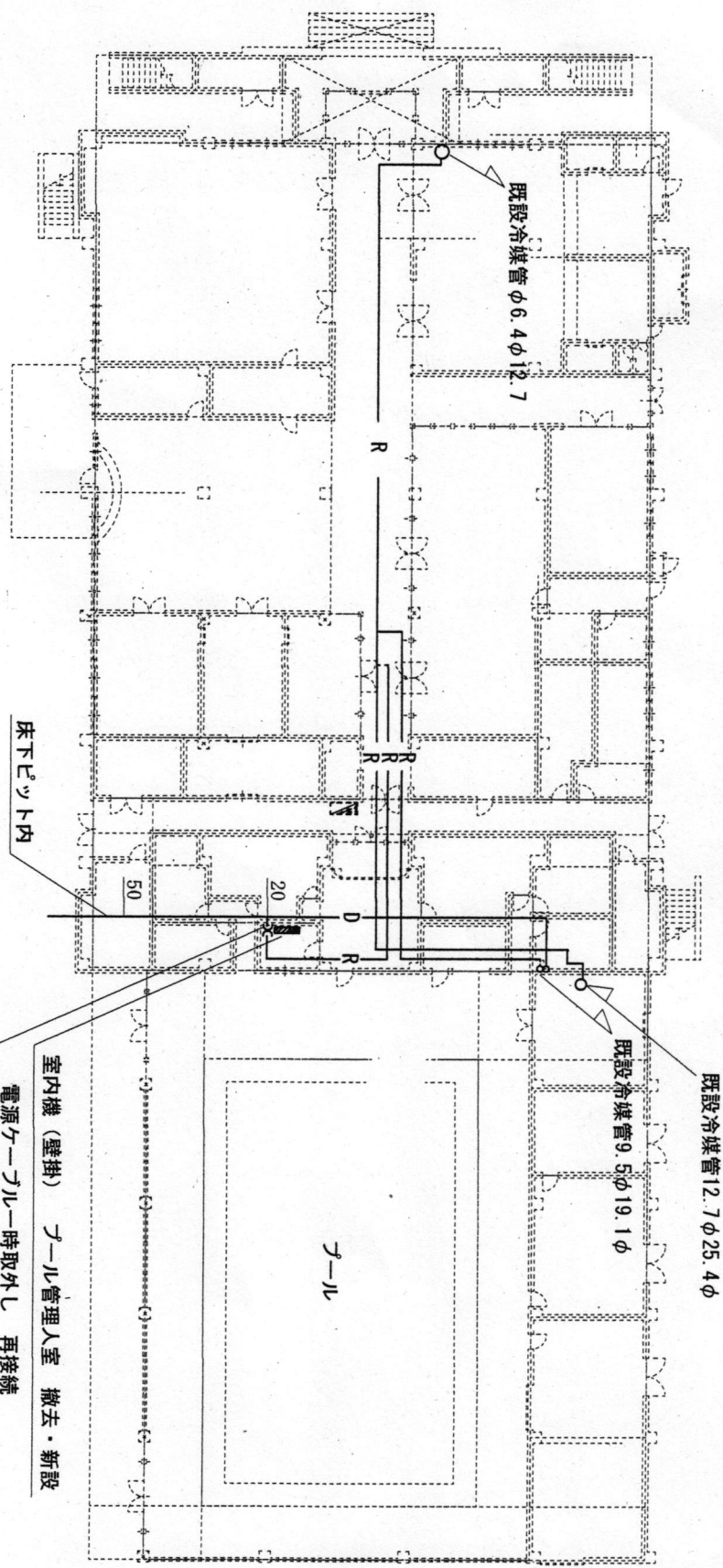
件 名	740号建物空調機更新		
図面名称	仕様書 (2)		
縮 尺	—	図面番号	2 / 5
木更津駐屯地業務隊	作成年月日	令和6年7月 27日	

凡例

室内機 (壁掛)

分電盤

740号建物平面図 1F S=1/400



室内機 (壁掛) ホール管理入室 撤去・新設

電源ケーブール一時取外し 再接続

VVF-2.0-3C 単相200V

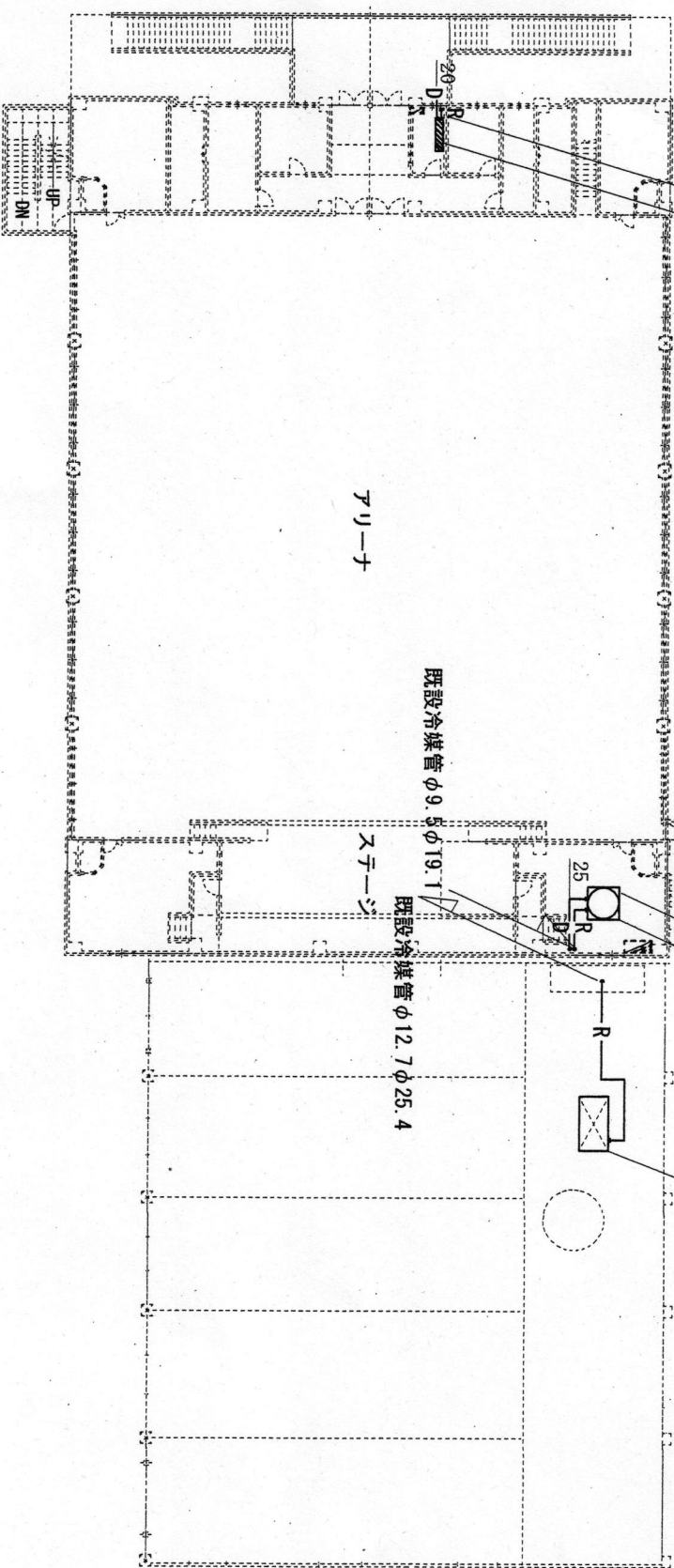
冷媒管一時撤去 再接続

φ6.4 φ12.7

ドレン管 一時取外し 再接続

VP20

役 務 名	740号建物空調機更新		
図面名称	平面図 (1)		
縮 尺	図示のとおり	図面番号	4/5
木更津駐屯地業務隊 作成年月日 令和6年7月29日			



ドレン管 一時取外し 再接続
VP20
電源ケーブル一時取外し 再接続
VVF-2.0-3C 単相200V
冷媒管一時撤去 再接続
φ6.4 φ12.7
アリーナ管理入室 室内機 (壁掛) 撤去・新設

ドレン管 一時取外し 再接続
VP25
電源ケーブル一時取外し 再接続
VVF-2.0-3C 単相200V
冷媒管一時撤去 再接続
φ9.5 φ19.1
控室 室内機 (天カセ4方向) 撤去・新設

電源ケーブル一時取外し 再接続
冷媒管一時取外し 再接続
室外機 (耐重塩害仕様) 撤去・新設

- 凡例
- 室内機 (壁掛)
 - 室内機 (天カセ4方向)
 - 室外機 (耐重塩害仕様)
 - 分電盤

740号建物平面図 2F/3rd屋上 S=1/400

役 務 名	740号建物空調機更新			
図面名称	平面図 (2)			
縮 尺	図示のとおり	図面番号	5/5	
木更津駐屯地業務隊 作成年月日 令和6年7月29日				

仕様書番号：第 4 1 号
作成年月日：6.7.30

仕 様 書

図 面 番 号	図 面 名 称
1/3	仕様書(1)
2/3	仕様書(2)
3/3	位置図・案内図・配置図

件 名		樹木伐採等役務		
業務隊長	管理科長	営繕班長	合 議	作成者
了 R6.7.30				山田技官

仕 様 書

1 件名

樹木伐採等役務

2 実施場所

千葉県木更津市吾妻地先 陸上自衛隊木更津駐屯地内

3 実施概要

松等の剪定121本、伐採191本、木柱撤去6本、玉切り、収集運搬・処分

4 一般事項

- (1) 本仕様書及び図面等は、「樹木伐採等役務」について必要な事項を規定する。
- (2) 本仕様書及び図面に記載のない事項については、建築保全業務共通仕様書「国土交通省営繕部監修（平成30年版）」による他、関係諸基準及び、関係法令並びに官側の指示による。
- (3) 本仕様書の記載事項に疑義を生じた場合は、官側と協議すること。
- (4) 現場の納まり状況等により、材料・寸法・位置・工法等について、やむを得ず軽微な変更の必要性が生じた場合は、官側と協議し、その指示により実施する。ただし、原則として請負金額の増減、納期の延長はしないものとする。
- (5) 設計図書に示された機能及び目的を完全に満たし、実施に当たって当然必要と思われる事項は、官側の指示を受け請負業者の責任において実施すること。また、施工中在来部分等に損傷を与えた場合は、請負業者の責任において復旧を実施するほか、それに伴う損害を補償しなければならない。
- (6) 本役務は「エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）」、「地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）」に基づき、効率的な省エネ施策及び温室効果ガス排出総量の削減対策を立案し提示する。（様式随意）を適用しない。
- (7) 請負業者は現場代理人を指名し、関係諸法令に従い本役務の施工計画の作成、工程管理、品質管理及び作業に従事する者の技術上の指導監督を行うと共に、常に整理整頓を行い、特に危険箇所の点検を行う等の事故防止に努めること。なお、災害等は請負業者が自らその責を負うこと。提出書類は全て官側が示す規格、様式により作成し、契約後速やかに提出する。
- (8) 本役務において、請負業者が役務従事者との下請負契約を実施する場合は、契約後速やかに施工体制台帳を提示し、官側の確認を得ること。また、官側より是正を求められた場合は速やかに是正し、再提示すること。なお、日本人就労者を基準とするが、外国人就労者を作業に従事させる場合は官側より指示された書類を提出の上、官側からの許可を得た後作業に従事させること。
- (9) 本役務の納期は、土曜日、日曜日、及び祝日は原則作業不能日とするが、官側の指示による。また、開庁日の作業時間は原則として0815から1700までとする。
- (10) 許可を受けていない場所への立ち入りは、厳禁とする。立ち入りの際に事前に許可が必要な場所に立ち入る際は官側の指示に従う。また、カメラ以外の可搬記憶媒体について、持ち込む場合は事前に官側の許可を得ること。
- (11) 作業写真は着手前、完了後、隠ぺいとなる箇所、材料検査、主要な役務段階の実施状況、その他官側の指示により計測等を実施した箇所を撮影すること。また、完了検査前に速やかに原版と共に整理し提出すること。
- (12) 作業に必要な電気・水道は、原則として請負業者の負担により発電機及び給水タンク等を設置する。やむを得なく官側の施設を使用する場合は有償とし、請負業者の負担によりメーターを設置する。その場合の支払い方法は別に示す。
- (13) 使用材料は、仮設材料を除きすべて新品とし、JIS並びに各種公共工事標準仕様書に示す規格に適合したもの及び「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」を標準とし、現場に搬入後、官側の検査を受け合格したものを使用すること。適用品以外の物を使用する場合は事前に官側と協議を行う。また、図面や承認が必要なものや支給品は特記で示す。色の選定は官側の指示による。
- (14) 本役務により発生した発生材のうち、金属類等有価物については、指示された場所に搬入・集積し、調書と共に官側へ引き継ぐものとする。その他発生した産業廃棄物等は、請負業者の責任において合規適正に処理する。なお、産業廃棄物に関しては、マニフェスト（A票、E票）の写し、一般廃棄物については処分状況がわかるものの写し（計量表など）を納期内に提出する。

5 特記事項

(1) 共通

ア 本役務は、高所作業車を使用して行うことを標準とする。その際、資格の免状を官側に提示し確認を受けること。

件 名	樹木伐採等役務		
図面名称	仕様書（1）		
縮 尺	—	図面番号	1 / 3
木更津駐屯地業務隊	作成年月日	令和6年7月30日	

5 特記事項（続き）

イ 道路上等で作業をする場合は誘導員を配置すること。

ウ 本役務に必要な危険表示資材、チェーンソー等作業に必要な器材及び消耗品は請負業者負担とする。

エ 駐屯地内側溝及び隣接する河川・海に、あらゆる油を流出させないよう作業を行うこと。

オ 剪定伐採した、樹木の枝葉及び木屑が、駐屯地敷地外に飛散した場合は、速やかに回収し清掃を行うこと。

(2) 伐採等に関する資格

2級造園技能士又は街路樹剪定士等の樹木に関する知識・技能を有する者とし、資格免状を官側に提示し、確認を受けるものとする。

(3) 剪定

ア 枯れ枝、病害虫に侵された枝、からみ枝、逆さ枝、ふところ枝等を強剪定により切除し樹形を整える。

イ 外柵付近の樹木は、越境している枝を全て切除する。

ウ 全ての樹木は、高圧電線架下3mを基準とし、樹高7mまで芯止めを標準とする。

エ 剪定場所等

剪定場所	樹種等	数量	単位	備考
剪定場所	松（φ500mm L15m程度）	121	本	

(4) 伐採

ア 伐採樹木の周囲の状況に合わせ、損害・事故のないように実施する。

イ 伐採切断位置は、可能な限り地面に近い位置とする。伐根は実施しない。

ウ 伐採場所等

伐採場所	樹種等	数量	単位	備考
伐採場所A	枯れ松等	65	本	
伐採場所B	枯れ松等	42	本	
伐採場所C	枯れ松等	30	本	
伐採場所D	枯れ松等	12	本	
伐採場所E	枯れ松等	5	本	
伐採場所F	枯れ松等	10	本	
伐採場所G	枯れ松等	27	本	

(5) 木柱撤去

がいし等については取りまとめ、管理科へ集積する。

木柱	3m程度	6	本	
----	------	---	---	--

(6) 玉切り・収集運搬

ア 剪定伐採等を行った松等の幹及び枝を長さ2m程度に玉切りを行うこと。

イ 収集・運搬は産業廃棄物の積込み、積卸しそれぞれを所管する都道府県知事の許可を受けた許可証の写しを提示し官側の確認を受けること。

(7) 処分

ア 処分にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適切に処分する。

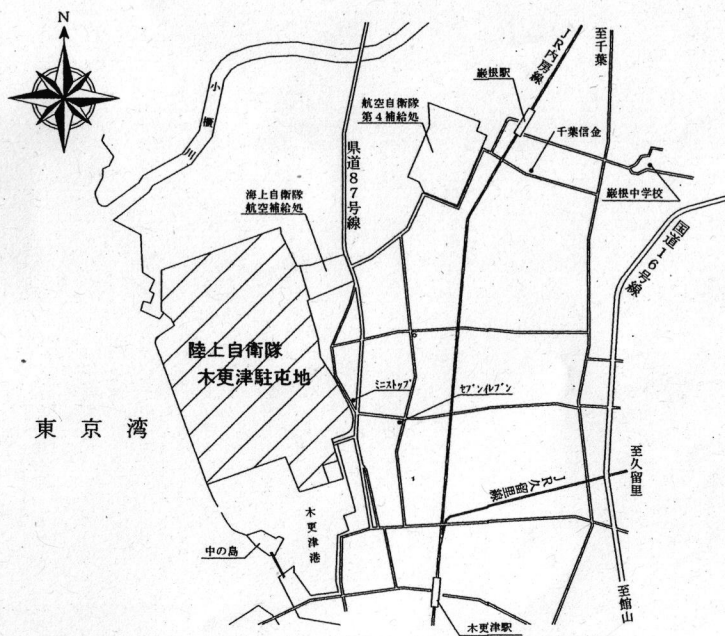
イ 処分は、産業廃棄物の処分を行う都道府県知事の許可を受けた許可証の写しを提示し官側の確認を受けること。

ウ 作業終了後、産業廃棄物管理票（マニフェスト）E票の写しを納期内に提出する。なお、マニフェストは排出事業者が管理するものとし、請負業者側がその費用の負担、調整を行う。

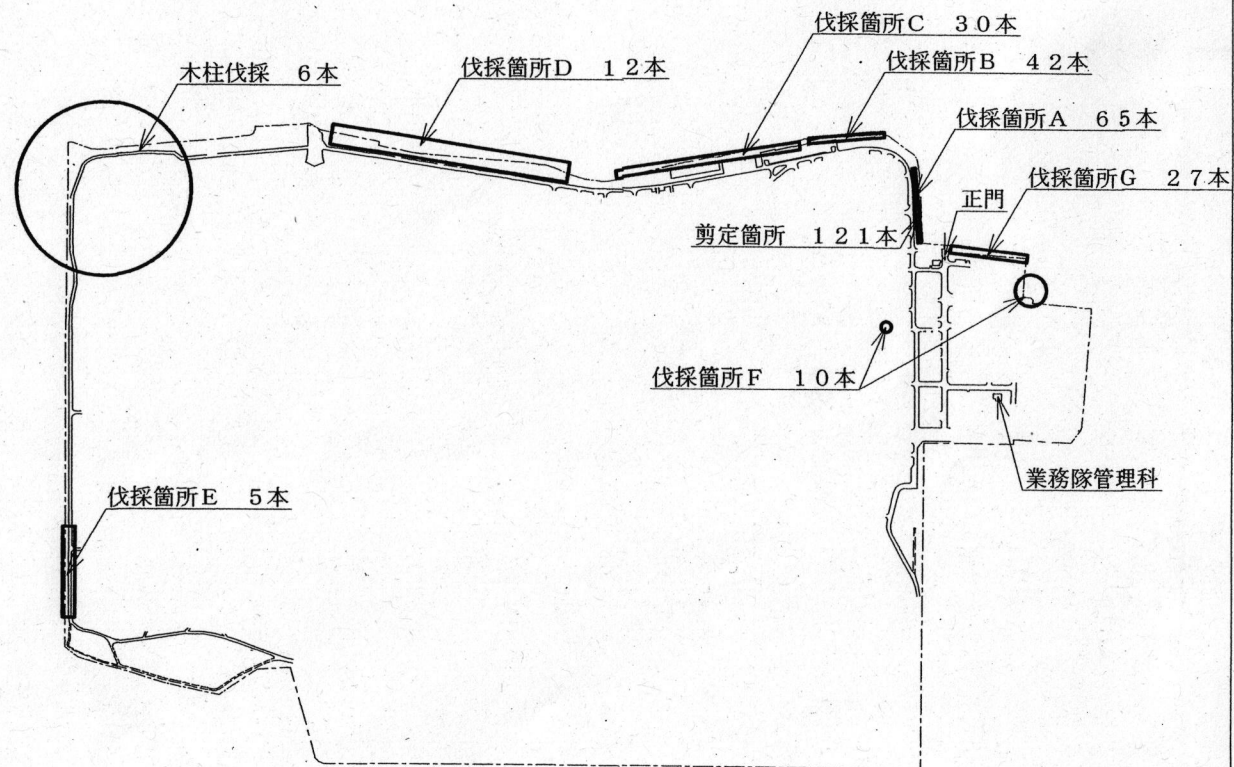
件名	樹木伐採等役務		
図面名称	仕様書（2）		
縮尺	—	図面番号	2 / 3
木更津駐屯地業務隊	作成年月日	令和6年7月30日	



位置図



案内図 S=1/N



配置図 S=1/N

凡 例
○ : 伐採・剪定範囲

件 名	樹木伐採等役務		
図面名称	位置図・案内図・配置図	図面番号	3 / 3
木更津駐屯地業務隊 作成年月日 令和6年7月30日			